

令和元年度 第6回全体庁議（8月6日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(16) 帯広市都市計画マスタープランの策定について[都市建設部]
----	-------	--------------	-----------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

都市計画法第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針として、平成15年に都市計画マスタープランを策定した。

次期マスタープランを令和2年に策定することから、計画の考え方や策定の骨子などについて、令和元年8月28日の建設文教委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、北海道が策定する「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「整開保」)、帯広市総合計画に即した都市計画に関する基本的な方針として平成15年に策定したもの。

2 策定の進め方

都市計画マスタープランは令和5年度までとなっているが、整開保や帯広市総合計画の策定期間や内容などと歩調を合わせ、前倒して策定する。

3 計画の考え方

計画期間は令和2～21年度までとし、対象は帯広市の都市計画区域とする。現行の都市計画マスタープランは、少子高齢化や人口減少社会の到来を見据え、コンパクトで持続可能な都市を目指すこととしており、こうした基本理念は今後も継承する。そのうえで、人口密度の低下や都市施設等の老朽化などを踏まえ、所要の見直しを行う。

4 策定の骨子

(1) 都市機能が集積する国道38号や236号を中心とするエリアをそれぞれ「東西軸」、「南北軸」に、帯広の森や高規格道路などを中心としたエリアを「外環軸」に位置付け、これら3つの軸に集積された都市機能などの効果の周辺への波及を目指す。

(2) 都市計画区域を5つのエリアに区分し、それぞれの地域の特性を踏まえた取組の方向性を示す。

(3) 分野ごとの取組方針を「土地利用」「都市施設等」「都市環境」の3つに体系立てて整理する。

① 土地利用の方針: まちなか居住の促進、中心部への都市機能集積、良好な工業地域の形成 等

② 都市施設等の方針: 持続可能な公共交通ネットワークの形成、公園緑地等の適切な保全、施設の維持・更新、長寿命化 等

③ 都市環境の方針: 耐震化促進、緊急車両等の経路確保、洪水対策、市民参加による個性ある都市景観の形成 等

■ 今後のスケジュール

今年度の計画策定に向けて作業を進める。

- 令和元年8月 建設文教委員会へ報告
- 令和元年8～9月 市民・関係団体との意見交換
- 令和元年10月 都市計画審議会へ報告
- 令和元年11月 建設文教委員会へ報告
- 令和元年12月 パブリックコメント
- 令和2年1月 建設文教委員会へ報告、計画完成

■ 審議結果

- 同内容で、8月28日の建設文教委員会へ報告することが了承された。

■ その他、指摘事項等

- 都市計画審議会に設置されている都市計画マスタープラン検討専門部会における審議内容と、市の考え方との整合性に留意しながら進めること。